資料　No.４

協議第３号

平成 27 年 1 月 21 日(水)第 2 回伊豆の国市地域公共交通会議

立花台・星和地区の予約型乗合タクシー実証運行について

１．協議理由

立花台・星和地区は、迫りくる高齢化を背景に交通弱者の救済をどのように解決すればよいのかと平成23年度頃から有志で検討会を立ち上げ検討を重ねてきた。

当初は、地区内を巡回するコミュニティバスを目指し、区民の関心を把握するアンケートやヒアリング調査を独自で実施してきた。しかし、採算性の面で何度も暗礁に乗り上げ、バスからタクシーへと運行内容や料金設定を変更したものの、自主的に運行するには困難と言わざるを得ない状況となった。

市は、地域公共交通基本計画を策定し、地域公共交通の維持又は利用促進は実際の利用者である市民が地域公共交通のあり方を検討することで、より良い地域公共交通になる考えである。また、地域住民のみで公共交通システムを作ることは困難であり、地域住民・交通事業者・行政の三者が協力して、公共交通システムを構築する必要があるとも考える。

まずは早くから自主運行で検討を重ね計画していた立花台・星和地区の取り組みに実現可能な新たな公共交通の具体策を提案する運びとなり本会議で協議する。

２．協議事項

立花台・星和地区の公共交通空白地域及びバス交通の不便地域の解消を目的として、予約型乗合タクシーの実証運行導入を行うものとして以下の事項を協議する。

（１）立花台・星和地区の区域内と伊豆長岡駅を結ぶ立花台・星和地区予約型乗合タクシー実証運行を実施する。

（２）実証運行期間中、運行実績内容及び利用者のニーズ等による検証を行い、運行内容の変更を行う場合は、書面議決での実証運行内容を変更することができる。

３．実証運行実施予定時期

平成27年5月中旬から11月中旬　6ヶ月間

（※実証運行は、平成27年度予算の成立による。）

立花台・星和地区の予約型乗合タクシーの実証運行についての概要資料

１．目的

立花台・星和地区の公共交通空白地域及びバス交通の不便地域の解消を目的として、日常生活に必要最低限の移動手段を確保するため、予約型乗合タクシーの実証運行を行い、今後の効果的な公共交通体系構築に向けた取組を目的とする。

２．実証運行地域

立花台・星和地区は、平成23年度から地域が主体となった公共交通の取り組みを話し合われてきた地区であり、平成26年4月に検討会を改め「伊豆の国コミュニティバス・タクシー運行推進協議会」(以下、「運行推進協議会」とする。)として検討を進めている地区である。

平成27年度に実施する乗合タクシー実証運行は、立花台・星和地区を市内のモデル地区として選定する。

（地域概要）

項　目	選定地域概要（平成26年9月1日現在、外国人登録含む）
地域人口	立花台区　850人、星和区　370人、合計　1,220人
世帯数	立花台区　344世帯、星和区　151世帯、合計495世帯
高齢化率	立花台区　30.47%(259人)、星和区　30.00%(111人)
位置等	立花台及び星和地区は、伊豆の国市の平野部のほぼ中央に位置した、標高約90mの小高い丘の上にある住宅街で、住宅が建ち始めて約40年が経過している。区内の高低差は最大で約70mである。

３．運行事業者

市は、本業務を適正に遂行できる能力を有する事業者と委託契約を締結し、運行を実施する。

（１）運行事業者は、道路運送法第21条(地域及び期間を限定して臨時的に運行するもの)の許可を得て実証運行を実施する。

４．運行経路及び運行時刻

運行経路及び運行時刻は、あらかじめ地域で定めた時刻と所定の停留所等まで迂回させる予約型交通方式を採用する。予約が無い場合は運行しない。（運行経路及び運行時刻は、別紙のとおり）

（１）停留所は、別紙のとおり定めるが、予約の無い停留所は経由しない最短ルート方式で運行する。

（２）運行時刻は、必要最小限の運行便数と利用しやすい運行時刻の設定が必要であるため、目安として、1便当たり2人以上の需要予測がある時間帯に設定する。

５．運行頻度

住民利用意向アンケート調査を参考に、利用ニーズに沿った運行日と運行時刻の設定とする。

項　目	運行内容
運行日	毎日運行する。（需要に応じて運行する。）
祝祭日	需要に応じて運行する。
年末年始	協議する。
運行時間	7時～18時【立花台⇒伊豆長岡駅　7:30、8:00、9:00、10:00】 【伊豆長岡駅⇒立花台　12:00、14:00、16:00、18:00】
運行本数	1日8便　　※予約が無い場合は、運行しない
天候不順	豪雨、積雪等天候不順により運行不可能と判断するときは、運行事業者は市に申し出た後、予約者に連絡を行うものとする。

６．運行車両

運行事業者が所有する車両（小型タクシー：4人乗り）で実施する。

（１）有償運送を実施するための事業用自動車(緑ナンバー)とする。

（２）他の一般旅客自動車運送事業で使用している車両との併用運行を可能とする。

（３）1台の乗車定員を超える予約がある場合は増車により対応する。

（４）車両の両側面、前面に伊豆の国市乗合タクシーの車両であることが分かるようにマグネットシートを貼り付けて運行する。

７．予約方法

利用者は、運行事業者が運営する予約センターに事前予約を行う。

（１）電話予約は、発車1時間前まで運行事業者の予約センターへ申し込む。

（２）帰りの便の予約方法も同様とする。

（３）予約の取り消しは、発車30分前までに運行事業者の予約センターへ申し込む。

（４）万が一、予約の取り消し忘れによる空車運行を実施した場合、市は、その運行に掛かる経費の一部を予約者へ請求する。

※予約方法の詳細は、運行事業者と打ち合わせして決定する。

８．利用対象者

利用者の事前登録は行わないが、選定した地域住民の利用とする。

９．乗車料金

利用料金は、運行計画に基づき、概算事業費を算定し、運行便数や運行距離などを含め、妥当性のある料金設定とする。

（１）現金受払方式を採用する。

（２）運行事業者は、毎月の集計を行い、市へ報告する。

（３）運行事業者は、利用者の対象経費から運賃収入を控除し、赤字となった運行不足分を月払い方式で市に請求する。

（料金表）

利用者	料　金	備考及び乗車定員等
大人	300円/1乗車	小型車両は、乗客4人定員
小学生まで	150円/1乗車	小人3人は大人2人の乗員換算
乳幼児（3歳未満）	無　料	
障害者	300円/1乗車	付き添いも同額
（積算根拠）距離：1,170円　＋　時間加算：80円　＝　1,250円 ・１便単価1,170円　÷　４人(定員)　＝　292.5円　（平均値302.5円） ・１便単価1,250円　÷　４人(定員)　＝　312.5円　1乗車300円採用		

10．実証運行期間及び利用者調査について

実証運行する期間は、6ヶ月間とする。同時期に地域住民に対してアンケート調査を行い、利用者の需要等の調査を行う。

（１）運行事業者は、毎月の利用実績状況を報告する。運行推進協議会と市は、利用実績状況を勘案し、必要に応じて期間や内容の見直しを図る。

（２）運行内容においては、市の予算の範囲内で期間を変更することができる。

11．停留所の設置と交通管理者等の協議

実証運行の協議を進めるにあたり、道路管理者(国・県・市)及び管轄する交通管理者(警察)に対し、運行ルートや停留所位置が維持管理及び交通安全上の問題が無いか、市が意見照会を行なう。

（１）実証運行では簡易的な停留所を市で用意をする。

（２）運行推進協議会は、停留所設置に関係する地権者等の交渉について協力するものとする。

（３）停留所位置は、乗合タクシーが停車し、安全に乗降できる場所とする。